

## 安全保障理事会

配布：一般

2014年3月15日

原文：英語

アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎み、またその国際紛争を平和的手段によって解決する、国際連合憲章第2条のもとでの全ての国家の義務を想起し、

国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を想起し、

武力による威嚇または武力の行使から生ずるいかなる領土の獲得も、法的には認められないことを再確認し、

欧州の安全保障および協力に関する会議の1975年ヘルシンキ最終議定書、および1994年のブダペスト・メモランダムを想起し、

ウクライナの社会の多様性を反映しまたそのあらゆる部分からの代表を含むウクライナにおける包括的な政治的対話を維持する重要性を強調し、

ウクライナにおける状況の段階的縮小を支援する、事務総長、欧州安全保障協力機構、およびその他の国際的並びに地域的機構による継続した努力を歓迎し、

2014年3月16日にクリミアの地位に関する住民投票を実施する意図に懸念をもって留意し、

1. ウクライナの国際的に認められた国境の範囲内でのその主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の公約を再確認する。

2. 全ての当事者に対し、直接の政治的対話を通じたこの紛争の平和的解決を直ちに追求し、自制を働かせ、一方的行動と緊張を高める扇動的な言葉遣いを慎み、そして国際的な仲介努力と十分に関わることを促す。

3. ウクライナに対し、国際法のもとでのその義務を尊重しまた維持し続けることおよび少数者に属する人々の権利を含む、ウクライナにおける全ての人々の権利を保護することを求め、そしてこれに関連して、少数者に属する者を含む、全てのウクライナ人の権利を維持しまた包括的な国民の政治的対話に対するその約束を確認しているウクライナにおける暫定政府による声明を歓迎する。

4. ウクライナが、クリミアの地位に関する住民投票を認めてこなかったことに留意する。

5. この住民投票は、正当性を持つことができずまたクリミアの地位の変化の基礎を形作ることができないことを宣言し、そして全ての国家、国際機構および専門機関に対し、この住民投票に基づくクリミアの地位のなんらかの変化を認めないことまたそのような変更された地位を認めることとして解釈され得る行動または取扱を慎むことを求める。

6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。